

中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、中華人民共和国（香港及びマカオを除く。本要綱において「中国」という。）向け輸出農林水産物・食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第16条に基づく適合施設の認定及び第21条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中国向け輸出農林水産物・食品：我が国から中国に輸出される輸出農林水産物・食品のうち、政府推薦が必要とされているHS・CIQコードに該当する農林水産物・食品。ただし、「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。
- (2) 中国向け輸出一次食用農産物：我が国から中国に輸出される輸出農林水産物・食品であって（1）に該当するもののうち、政府推薦が必要とされているカテゴリーに属しており、中国海関総署動植物検疫司に施設の登録の申請が必要な農産物。ただし、「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。
- (3) 認定施設：中国向け輸出農林水産物・食品の最終製造・加工又は最終貯蔵・保管施設であって、本要綱に基づき認定されたもの
- (4) 製造・加工施設：食品の製造又は加工施設であって食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を有し若しくは営業届出を行っている施設、又は条例等に基づく食品製造等の営業許可を有し若しくは営業届出を行っている施設（中国向け輸出農林水産物・食品について、当該許可若しくは届出の範囲で貯蔵又は保管を行う施設を含む。）
- (5) 貯蔵・保管施設：食品の貯蔵又は保管施設であって食品衛生法に基づく営業許可を有し若しくは営業届出を行っている施設、又は条例等に基づく食品製造等の営業許可を有し若しくは営業届出を行っている施設（中国向け輸出農林水産物・食品について、当該許可若しくは届出の範囲で貯蔵又は保管のみを行う施設）
- (6) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (7) 植物防疫課：農林水産省消費・安全局植物防疫課

- (8) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (9) 都道府県等衛生部局：都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区の衛生主管部局
- (10) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (11) 輸出者：認定施設で製造、加工、貯蔵又は保管された中国向け輸出農林水産物・食品を輸出しようとする者
- (12) 認定番号：農林水産省が認定施設に対し、発行する登録番号
- (13) 管理番号：中国税務総署が要件に適合する施設に対し、発行する登録番号
- (14) シングルウィンドウ：国際貿易シングルウィンドウ (www.singlewindow.cn) の「輸入食品海外製造企業登録管理システム」
- (15) ガイダンス：中国税関政務サービス手続ガイダンス (000129012000) “輸入食品国外生産企業登録”

3 中国向け輸出農林水産物・食品の施設の認定手続等

この項に規定する認定手続等は、2 (1) に該当するもののうち、2 (2) に該当しないものについて適用するものとする。

(1) 認定施設の要件

認定施設は、次のア又はイのいずれかに該当し、かつウ及びエに該当する施設とする。

ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を有し、又は営業届出を行っている施設

イ 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有し、又は営業届出を行っている施設

ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設

エ 中国向け輸出農林水産物・食品の製造・加工施設又は貯蔵・保管施設が中国の関連法規及び食品安全国家基準に適合していること

(2) 中国向け輸出農林水産物・食品の施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、認定を受けようとする施設で取り扱う中国向け輸出農林水産物・食品が「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号）第7条の品目（政府推薦品目）に該当することを、シングルウィンドウのHS・CIQコード検索において確認した上で申請すること。

イ 施設認定を受けようとする者は、別紙様式1-1の申請書に以下の書類を添付し、農林水産省共通申請サービスを通じて規制対策グループに提出すること。また、別添（様式1関連）に収入印紙を貼付したものを別途郵送にて提出すること。

（収入印紙の送付先：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ中国担当宛）

<添付資料>

- ① (1) の要件を確認するために必要な書類
- ② 別紙（別紙様式 1 - 1 関連）
- ③ 別紙様式 6
- ④ ガイダンス十二、（一） 1 附件 4
- ⑤ シングルウィンドウ入力情報

ウ 申請者は、本要綱の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人とし、認定後、中国当局及び農林水産省ホームページに施設名等が掲載されることを了承すること。また、別途申請者は農林水産省共通申請サービスの代理申請機能を利用して、申請内容の入力・申請を申請代行者に委託することができるものとする（代理申請を委託するための契約等については、申請者と申請代行者との間で事前に行うこと。）。

エ 規制対策グループは、イによる申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査する。審査の結果、問題がない施設については、別紙様式 2 - 1 - 1 に日付等を記載・押印するとともに、当該施設を別紙様式 2 - 2 - 1 及び 2 - 2 - 2 の施設認定書により認定番号を付して認定し、農林水産省共通申請サービスにて通知する。なお、イによる申請を受けた後、中国当局からの新たな情報等により中国向け輸出農林水産物・食品に該当しなくなった場合は、認定施設としての審査・認定は行わず、その旨を申請者へ農林水産省共通申請サービスにて通知する。

オ 申請者は、エで認定を受けた内容にてシングルウィンドウのアカウントを作成し、政府推薦品目の登録を可能とするための申請が完了したら、その旨を農林水産省共通申請サービスにて規制対策グループへ連絡する。

カ 規制対策グループは、オにおいて申請者が作成したアカウントを承認し、その旨を農林水産省共通申請サービスにて申請者へ連絡する。

キ 申請者は、カにて承認されたアカウントにより、エで申請・認定を受けた内容その他必要情報を入力及び必要書類をアップロードし、シングルウィンドウを通じて規制対策グループに提出する。

ク 規制対策グループは、シングルウィンドウにて提出された申請に、イにおいて提出されたガイダンス附件 4、エにおいて日付を記載・押印した別紙様式 2 - 1 - 1 及びガイダンス附件 1 をアップロードし、シングルウィンドウを通じて中国当局へ提出するとともに、認定施設の登録を要請する（エによる認定後、中国当局からの新たな情報等により中国向け輸出農林水産物・食品に該当しないこととなった場合は、当該要請は行わず、その旨を申請者へ農林水産省共通申請サービスにて通知する。）。

ケ 規制対策グループ及び申請者は、それぞれのシングルウィンドウのアカウントにおいて中国当局からの上記クの登録要請の結果を確認する。申請者は、申請内容を確認した旨を規制対策グループに連絡する。また、規制対策グループは、クによる

中国当局への登録要請後、中国当局からの新たな情報等により中国向け輸出農林水産物・食品に該当しなくなった場合は、その旨を中国当局へ通知するとともに、申請者に農林水産省共通申請サービスにて通知する。

当該施設が、管理番号とともに中国当局の認定施設リストに掲載され、当該管理番号について、クにおいて申請した内容を施設が確認した時点をもって、登録された製品・内容に対応する中国向け製品の輸出ができることとする。

コ 規制対策グループは、施設を認定した旨を食品監視安全課に連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は、都道府県等衛生部局にその旨を連絡すること。また、規制対策グループは、認定施設の名称、認定番号等を記載した認定施設リストを農林水産省のホームページ上で公表する。

(3) 認定施設に関する認定事項の変更等

ア 既に認定された施設について輸出する製品を追加しようとする者は、追加しようとする製品が「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号）第7条の品目（政府推薦品目）に該当することを、シングルウィンドウのHS・CIQコード検索において確認した上で申請すること。

イ (2) エにて認定された施設の責任者は、認定事項（(2) イにて提出した書類の記載事項をいう。）に変更がある場合は、以下①から⑤までの場合に依りて、それぞれ規定された内容を農林水産省共通申請サービスにて規制対策グループに提出すること。なお、以下①から⑤までのいずれにも該当しない場合については、以下①から⑤までに規定する場合に依りて、必要書類を規制対策グループに提出すること。

① 変更対象が管理番号の付与された申請カテゴリー（シングルウィンドウにおけるProduct Category、以下同じ。）についてであって、かつ(2) ケにてシングルウィンドウにおける中国当局の登録内容である場合、別紙様式3-1の申請書、変更内容が確認できる書類、ガイダンス附件5、シングルウィンドウ入力情報及びその他シングルウィンドウの登録に際して求められる資料等。

② 変更対象が管理番号の付与された申請カテゴリーについてであるが、(2) ケにてシングルウィンドウにおける中国当局の登録内容となっていない製品であり、変更内容が製品の追加である場合、別紙様式3-1の申請書、変更内容が確認できる書類、ガイダンス附件4、ガイダンス附件5及びその他シングルウィンドウの登録に際して求められる資料等。

③ 変更対象が管理番号の付与された申請カテゴリーについてであるが、(2) ケにてシングルウィンドウにおける中国当局の登録内容でない場合、別紙様式3-1の申請書及び変更内容が確認できる書類。

④ 変更対象が管理番号の付与されていない申請カテゴリーについてであり、変更内容が製品の追加である場合、別紙様式3-1の申請書、変更内容が確認できる書類、(2) イの資料のうち追加の申請カテゴリーに係るガイダンス附件4、シングルウィンドウ入力情報及びその他シングルウィンドウの登録に際して求めら

れる資料等。

- ⑤ 変更対象が管理番号の付与されていない申請カテゴリについてであり、変更内容が④以外である場合、別紙様式3-1の申請書及び変更内容が確認できる書類。

ウ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、以下①又は②の場合に応じて、それぞれ規定された内容を農林水産省共通申請サービスにて規制対策グループに提出すること。

- ① 廃止対象が管理番号の付与された申請カテゴリについてである場合、別紙様式4-1の認定廃止届出書、ガイダンス附件9及びその他シングルウィンドウの入力に際して求められる資料等
- ② 廃止対象が管理番号の付与されていない申請カテゴリについての場合、別紙様式4-1の認定廃止届出書。

エ 認定施設の変更及び廃止の中国当局への通知及び申請者への連絡は、(2)に準じて行う。認定事項の変更及び廃止の承認に係る申請者への連絡は、別紙様式2-3-1により行う。

オ (2)ケの中国当局の認定施設リストにおける登録の有効期限(5年)の延長を希望する認定施設責任者は、有効期間満了の6か月以上前に別紙様式5-1、別紙(別紙様式5-1関連)、ガイダンス附件6及びその他シングルウィンドウの登録に際して求められる資料等をメールにて規制対策グループ(輸出環境整備室申請専用アドレス宛)に提出すること。

カ 規制対策グループは、オによる申請を受けたときは、提出のあった書類を確認し、別紙様式5-2に日付等を記載・押印するとともに、別紙様式5-3により申請者に通知する。

キ 申請者は、カにて承認を受けたガイダンス附件6及び別紙(別紙様式5-1関連)をシングルウィンドウにアップロードし、規制対策グループに提出する。

ク 規制対策グループは、シングルウィンドウにて提出された申請に、カにおいて日付を記載・押印した別紙様式5-2及び登録に際して求められる資料をアップロードし、シングルウィンドウを通じて中国当局へ提出するとともに、有効期限の延長を要請する。

(4) 認定施設の定期確認

ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に食品衛生法第60条又は第61条に基づき、同法第55条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する問題が認められたときは、食品監視安全課にその内容及び結果等を報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、規制対策グループに連絡すること。

イ 認定施設責任者は、都道府県等衛生部局から監視指導の際に、法第55条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する旨指摘を受けた場合には、その内容を規制対策グループに報告すること。

ウ 規制対策グループは、必要に応じ、関係機関の協力を得ながら、認定施設が（１）に規定する要件に適合していることを確認すること。

（５）認定の取消し等

ア 規制対策グループは、以下のいずれかに該当する場合は、認定の取消しを行うことができる。

- ① （４）の定期確認の結果、（１）の要件に適合しなくなると認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。
- ② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。
- ③ その他相当の理由があると認めるとき。

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、（２）に準じて行う。

４ 中国向け一次食用農産物の施設の認定手続等

（１）認定施設の要件

認定施設は、次のア又はイのいずれかに該当し、かつウ及びエに該当する施設とする。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、又は営業届出を行っている施設

イ 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有し、又は営業届出を行っている施設

ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設

エ 中国向け輸出一次食用農産物の製造・加工施設又は貯蔵・保管施設が中国の関連法規（植物検疫に関するものを含む。）及び食品安全国家基準に適合していること

（２）中国向け輸出一次食用農産物の施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式１－２の申請書に以下の書類を添付し、農林水産省共通申請サービスを通じて規制対策グループに提出すること。また、別添（様式１関連）に収入印紙を貼付したものを別途郵送にて提出すること。

（収入印紙の送付先：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ中国担当宛）

<添付資料>

- ① （１）の要件を確認するために必要な書類
- ② 別紙（別紙様式１－２関連）
- ③ 別紙様式６
- ④ ガイダンス十二、（一）附件４

イ 申請者は、本要綱の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人とし、認定後、中国当局及び農林水産省ホームページに施設名等が掲載されることを了承すること。また、別途申請者は農林水産省共通申請サービスの代理申請機能を利用して、申請内容の入力・申請を申請代行者に委託することができる

ものとする（代理申請を委託するための契約については、申請者と申請代行者との間で事前に行うこと。）。

ウ 規制対策グループ及び植物防疫課は、アによる申請を受けたときは、対象製品が中国向け輸出一次食用農産物に該当することを確認した上で、提出のあった書類により（１）の要件に適合しているかどうかを審査し、審査の結果、問題がない施設については、別紙様式２－１－２に日付等を記載・押印する。また、規制対策グループは、当該施設を別紙様式２－２－３の施設認定書により認定番号を付して認定し、農林水産省共通申請サービスにて通知する。

エ 規制対策グループは、提出された申請書類及びウにおいて日付を記載・押印した別紙様式２－１－２を中国当局に提出し、認定施設の登録を要請する（ウによる認定後、中国当局からの新たな情報等により中国向け輸出一次食用農産物に該当しないこととなった場合は、当該要請は行わず、その旨を申請者へ農林水産省共通申請サービスにて通知する。）。

オ 規制対策グループは、上記エの登録要請の結果を確認する。また、規制対策グループは、エによる中国当局への登録要請後、中国当局からの新たな情報等により中国向け輸出一次食用農産物に該当しなくなった場合は、その旨を中国当局へ通知するとともに、申請者に農林水産省共通申請サービスにて通知する。

当該施設が、管理番号とともに中国当局の認定施設リストに掲載されたことを確認した時点をもって、登録された製品・内容に対応する中国向け製品の輸出ができることとする。

カ 規制対策グループは、施設を認定した旨を植物防疫課及び食品監視安全課に連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は、都道府県等衛生部局にその旨を連絡すること。また、規制対策グループは、認定施設の名称、認定番号等を記載した認定施設リストを農林水産省のホームページ上で公表する。

（３）認定施設に関する認定事項の変更等

ア （２）ウにて認定された施設の責任者は、認定事項（（２）アにて提出した書類の記載事項をいう。）に変更がある場合は、農林水産省共通申請サービスを通じて、別紙様式３－２の申請書及び変更内容が確認できる書類を規制対策グループに提出すること。なお、規制対策グループは、必要に応じて申請者に対して、追加の書類の提出を求めることができる。

イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、農林水産省共通申請サービスを通じて、別紙様式４－２の認定廃止届出書を規制対策グループに提出すること。なお、規制対策グループは、必要に応じて申請者に対して、追加の書類の提出を求めることができる。

ウ 認定施設の変更・廃止・登録延長申請の中国当局への通知及び申請者への連絡は、（２）に準じて行う。認定事項の変更の承認に係る申請者への連絡は、別紙様式２－３－２により行う。

（４）認定施設の定期確認

ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に食品衛生法第60条又は第61条に基づき、同法第55条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する問題が認められたときは、食品監視安全課にその内容及び結果等を報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、規制対策グループに連絡すること。

イ 認定施設責任者は、都道府県等衛生部局から監視指導の際に、法第55条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する旨指摘を受けた場合には、その内容を規制対策グループに報告すること。

ウ 規制対策グループは、必要に応じ、関係機関の協力を得ながら、認定施設が（1）に規定する要件に適合していることを確認すること。

（5）認定の取消し等

ア 規制対策グループは、以下のいずれかに該当する場合は、認定の取消しを行うことができる。

① （4）の定期確認の結果、（1）の要件に適合しなくなると認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。

② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。

③ その他相当の理由があると認めるとき。

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、（2）に準じて行う。

5 その他

（1）検疫条件等条件の遵守

検疫条件等輸出にあたって別途条件が定められている場合は、その内容に従うこと。

（2）認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、中国向け輸出農林水産物・食品並びに食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、中国向け輸出農林水産物・食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出農林水産物・食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

（3）違反した中国向け輸出農林水産物・食品に対する対応

規制対策グループは、認定施設が中国向け輸出農林水産物・食品の関連法規に違反した旨の連絡を中国当局から受けるなど、中国向け輸出農林水産物・食品に問題が発生したときは、食品監視安全課に連絡するとともに、食品監視安全課及び都道府県等衛生部局の協力を得ながら、当該認定施設に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置をとるものとする。

この場合において、規制対策グループは、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

(4) 中国当局との協議

規制対策グループは、(2)に定めるもののほか、中国当局からの違反連絡等があったときは、中国側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

(5) 施設認定申請の審査に係る資料の追加提出

本要綱に基づく施設認定申請の確認にあたり、中国当局における登録のために必要な資料の提出要請等が中国当局からあった場合、申請者は規制対策グループの求めに応じて、必要とされる追加資料の提出等を行うこと。

附 則

1 この通知は、令和3年8月19日から施行する。

附 則 (令和3年10月18日付け生食発1018第3号・3輸国第2270号)

1 この通知は、令和3年10月18日から施行する。

2 この通知の施行日前に行われた改正前の中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱(以下「要綱」という。)3(2)アの規定に基づく申請は、改正後の要綱2(1)に規定する農林水産物・食品の最終製造・加工又は最終貯蔵・保管施設に係るものに限り、改正後の要綱3(2)に基づく申請とみなす。

附 則 (令和4年3月24日付け生食発0324第1号・3輸国第5020号)

1 この通知は、令和4年3月24日から施行する。

2 この通知の施行日前に行われた改正前の中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱(以下「要綱」という。)3(2)アの規定に基づく申請は、改正後の要綱2(1)に規定する農林水産物・食品の最終製造・加工又は最終貯蔵・保管施設に係るものに限り、改正後の要綱3(2)に基づく申請とみなす。

3 この通知の施行日前に行われた改正前の要綱3(3)ア及びイの規定に基づく申請及び届出は、それぞれ改正後の要綱3(3)ア及びイに基づく申請及び届出とみなす。

附 則 (令和5年6月16日付け生食発0616第1号・5輸国第1027号)

1 この通知は、令和5年6月16日から施行する。

2 この通知の施行日前に行われた改正前の中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱(以下「要綱」という。)3(2)アの規定に基づく申請は、改正後の要綱2(2)に規定する一次食用農産物の最終製造・加工又は最終貯蔵・保管施設に係るものに限り、改正後の要綱4(2)アに基づく申請とみなす。

附 則（令和5年12月14日付け健生発1214第4号・5輸国第3420号）

- 1 この要綱は、令和5年12月14日から施行する。